

町名地番の変更に伴う手続きについて(お知らせ)

平成23年7月

刈谷半城土高須土地区画整理事業の換地処分により、土地の名称、地番が変わります。これに伴い、各種許可証、証書など、住所、本籍の変更手続きの必要なものがあります。次表を参考に変更手続きをお願いいたします。

変更予定日について…平成23年10月8日から新しい町名地番に変更する予定です。

変更手続きについて…平成23年10月11日以降をお願いいたします。

変更証明書について…平成23年10月11日付けで、住所及び本籍(変更地区内に本籍のある方)の変更証明書をお送りする予定です。(初回限り。以降は市役所で発行)

1 市役所が変更するもの

種類	変更欄	担当部署	説明
住民基本台帳(住民票)	住所欄	市民課 0566-62-1009	新しい住所に書き換えます。
印鑑登録原票			
外国人登録原票			
戸籍簿	本籍欄		新しい本籍に書き換えます。
国民健康保険被保険者証	住所欄	国保年金課 国民健康保険担当 0566-62-1206	新しい住所に書き換えて、被保険者証・受給者証を送付いたします。
国民健康保険高齢受給者証			
後期高齢者医療被保険者証		国保年金課 福祉医療担当 0566-62-1207	10月末頃に新しい住所に書き換えて、被保険者証等を送付いたします。それまでは、現在お持ちの被保険者証等をお使いください。
福祉医療費受給者証(子ども医療等)			
介護保険被保険者証	住所欄	長寿課 0566-62-1013	新しい住所に書き換えて、被保険者証及び認定証を送付いたします。
介護保険各種減額認定証			
児童扶養手当証書	住所欄	子育て支援課 0566-62-1061	新しい住所に書き換えて、証書を送付いたします。

2 市役所以外の機関が変更するもの

種類	変更欄	担当機関	説明
土地登記簿	表題部の所在地番・地目・地積	名古屋法務局 刈谷支局 0566-21-0086	表題部の所在、地番、家屋番号などを新しく書き換えます。ただし、表題部以外の登記簿名義人等の住所は、本人申請に基づくものであるため書き換えできません。
建物登記簿	表題部の所在地番・家屋番号		
厚生年金・国民年金の加入者及び受給者情報	加入者及び受給者の住所	日本年金機構 刈谷年金事務所 0566-21-2110	年金加入者及び受給者の住所情報を変更します。年金手帳や年金証書について、住所を書き換える必要はありません。

3 実施区域内に住んでいる方ご自身で変更の手続きをしていただくもの

このような事は？ (事項)	だれが？ (該当者)	どこへ？ (申請・届出先)	なにを持って？ (提出書類等)	いつまでに？ (手続きの期限)
土地・建物等不動産の所有者等の表示変更登記	土地・建物を所有している方	名古屋法務局刈谷支局 0566-21-0086 なお、この地区以外不動産の登記につきましては、これを管轄する法務局へ申請してください。	登記申請書 住所変更証明書 印鑑 土地及び建物の所在地番・地目・地積(面積)・建物構造等のわかるもの(法務局に申請書のひな形があります)	期限はありません。必要なときに申請してください。ただし、実施区域内の土地、建物の登記に関しましては、10月8日以降(2ヶ月程)登記事務停止となり、この期間内は、変更手続きをすることが出来ません。
会社などの法人の本店(主たる事務所)支店(従たる事務所)及び代表者等の住所変更登記	住所(所在地)変更によって、登記内容に変更が生じた法人の代表者	平成23年9月26日より 名古屋法務局岡崎支局 0564-52-6415	登記申請書 住所変更証明書 印鑑	法定期間内に申請してください。 本店 2週間以内 支店 3週間以内
自動車運転免許証	運転免許証をお持ちの方	愛知県内の警察署又は運転免許試験場、東三河運転免許センター	自動車運転免許証 住所や本籍の変更証明書 又は住民票(本籍記載のもの)	すぐに変更手続きをする義務はありません。平成23年10月11日以降で、警察署の近くにお寄りの際や、更新の際に手続きをしてください。
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	手帳をお持ちの方	市役所障害福祉課 0566-62-1208	手帳、印鑑	平成23年10月11日以降で、市役所へお寄りの際や、更新の際に手続きをしてください。
自立支援医療受給者証(精神通院・更生医療)	受給者証をお持ちの方		受給者証、印鑑	
障害福祉サービス受給者証 刈谷市地域生活支援事業受給者証	受給認定を受けている方		印鑑	
特別児童扶養手当 愛知県在宅重度障害者手当 等			証書(特別児童扶養手当受給中の方)	
共済年金証書	受給している方	各共済組合にお問合せください。		
預金(貯金)通帳	預貯金をしている方	取引をされている金融機関にお問合せください。		
生命保険・損害保険・火災保険	各保険に加入している方	加入保険会社等にお問合せください。		
クレジットカード等	クレジットカード等をお持ちの方	取引カード会社にお問合せください。		
会員権、株券など有価証券	会員権、株券などをお持ちの方	取引会社にお問合せください。		
住民基本台帳カード	顔写真付きの住民基本台帳カードをお持ちの方	市役所 市民課 0566-62-1009	住民基本台帳カード	平成23年10月11日以降で、市役所へお寄りの際に手続きをしてください。
外国人登録証明書	証明書をお持ちの方		外国人登録証明書	
図書貸出券	図書貸出券を持って見える方	刈谷市中央図書館 0566-25-6000	新しい住所になったことわかるもの(自動車運転免許証、保険証など)	住所変更後に図書館を利用されるとき。

注意事項

住所地番は個人情報に該当します。刈谷市では、第三者の方の住所地番につきまして、法律等による場合を除きお答えできませんので、ご承知おきください。

ここに記載してある項目は一部であり、法令等により、変更届出を要するものにつきましては、それぞれにお問合せいただき、所定の手続きをお願いいたします。

郵便事業(旧郵便局)の住所変更通知用のハガキにつきましては、平成23年10月(換地処分の公告日以降)に配布する予定です。

詳細についてのお問い合わせは、それぞれの申請・届出先をお願いいたします。

免許証や障害者手帳などを身分証明書として使用される方は、平成23年10月11日以降の早い時期での変更手続きをおすすめします。

刈谷市都市整備部区画整理課(0566-62-1025 換地担当)